

今月の採用情報〔 〕内は募集人数

■バス運転手教習生〔15人程度〕  
業務内容＝市営バス事業に係る補助業務に従事しながら、大型自動車第2種運転免許を取得(費用は原則交通局負担)。免許取得後はバス運転手(会計年度任用職員)として継続して任用し、一定の経験を積むと正職員登用試験を受験可／応募資格＝昭和57年4月2日以降生まれで、採用予定日に普通自動車運転免許取得後1年を経過しており、視力・無事故無違反歴など一定の要件を満たす方／採用予定日＝令和4年7月1日／1次試験日＝4月17日(日)(筆記、適性検査、面接)／申す役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内などで配布する試験案内(交通局ホームページからもダウンロード可)に添付の申込書で4月12日までに／問 交通局総務課☎712・8307

環境に関する講座の紹介や講師料の支援を行います

●受付期間＝4月～令和5年1月 ●対象＝市内の小・中学校、町内会や子ども会など65団体程度(先着) ●申請方法等詳しくは、市役所本庁舎1階市政情報センター、区役所・宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課等で配布する「せんだい環境学習講座」のリーフレットまたはホームページ「ps://www.tamaki3.jp/」をご覧ください 問 たまきさんサロン ☎214・1233

はかりの定期検査

取引や証明に使用しているのはかりは、2年に1度検査を受けなければなりません。本年度は宮城野区、若林区、泉区が対象です。なお、検査は仙台市指定定期検査機関の宮城県計量協会が行います。  
問 宮城県計量協会 ☎236・3044、消費生活センター ☎268・7040

保健・福祉

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間)の国民年金保険料が免除されます。  
届け出は出産予定日の6カ月前から受け付けます。出産後の届け出も可能で、届け出の期限はありません。出産前に届け出をするときは、出産予定日を認める書類(母子健康手帳など)をお持ちください。詳しくはお問い合わせください。

●対象＝国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方 問 区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課(☎は9ページ)

就学援助制度のご案内

市立小・中学校および仙台青陵中等教育学校(前期課程)に通学している児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学にお困りの方に、学用品費・給食費等の一部を援助します。  
●対象＝児童扶養手当を受給している世帯、生活保護が停止・廃止された世帯、家族の総所得額が家族人数と年齢構成ごとに算出される基準額を下回る方など 申通学している市立小・中学校または仙台青陵中等教育学校へ 問 学事課 ☎214・8861

新型コロナウイルス感染症における主な支援制度

- ◆仙台中小企業等事業復活支援給付金  
新型コロナウイルス感染症の影響により、国の「事業復活支援金」の給付決定を受けた市内の個人事業者や中小企業等に、給付金を支給します。  
●申請期限＝7月29日 ●支給額＝国の「事業復活支援金」の給付決定額の10分の1(1,000円未満切り捨て) ●申請方法や支給額など、詳しくは市ホームページをご覧ください 問 仙台中小企業等事業復活支援給付金事務局 ☎214・3151
- ◆仙台市地域産業応援金  
国や県の補助金等を活用し、前向きな投資や事業活動を実施する市内事業者等に対し、応援金を支給します。  
●支給額＝各補助金の交付決定額や計画に応じて5～100万円 ●申請方法や支給額など、詳しくは市ホームページをご覧ください 問 中小企業支援課 ☎214・7329
- ◆緊急小口資金等の特例貸付  
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により収入が減少し、生計維持のために資金が必要な方を対象とした緊急小口資金等の貸し付けの受け付けを、6月末まで延長して行っています。  
●申請期限＝6月30日 ●貸付金額や申し込み方法など、詳しくはホームページhttp://www.shakyo-sendai.or.jp/n/をご覧ください 問 仙台市社会福祉協議会 ☎080・4478・5025、☎090・6071・5795(平日9:00～16:00)

※情報は3月17日現在。最新の情報等については市ホームページをご覧ください

65歳以上の方がスポーツ施設等の利用回数に応じて施設利用料が無料になる等の特典が受けられる「杜の都せんだい元氣はつらつチャレンジカード」が、4月から変わります。  
●変更内容＝1枚当たりの利用回数を50回に変更、利用料の無料特典に必要な利用回数を3～4回に変更等 ●現在利用中のカードは継続して利用できます ●希望する方は直接施設の窓口へ ●カードの内容や利用可能施設等詳しくは、市ホームページをご覧ください 問 「カードの利用

児童扶養手当・特別児童扶養手当に関するお知らせ

支給額が変わります  
法律の一部改正に伴い、4月からの支給額が改定されました。

種類等	児童扶養手当				月額(改定後)	支給時期
	児童3人目以降		児童2人			
特別児童扶養手当(児童1人当たり)	該2当級	該1当級	支一部	支全部	43070円	8月
	34900円	52400円	算60990円を加	算61000円を加		
児童扶養手当	児童3人目以降		児童2人		10170円を	5月
	支一部	支全部	支一部	支全部		
	算60990円を加	算61000円を加	加算10090円	加算10160円		

視覚障害の認定基準が一部改正されます  
障害認定基準のうち、視力障害と視野障害の認定基準が一部改正されます。改正により児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給対象となる方は、申請が必要で、詳しくはお問い合わせください。  
※いずれも申・問 区役所保育給付課、総合支所保健福祉課(☎は9ページ)

税のお知らせ

■固定資産税・都市計画税の納付は5月2日(月)までに  
令和4年度固定資産税・都市計画税の第1期分は、5月2日(月)までにお近くの金融機関などで納めてください。また、口座振替をご利用の方も5月2日(月)に振り替えになります。  
問 収納管理課 ☎214・1010

■市税の証明書を発行します  
区役所、総合支所、証明発行センター、仙台駅前サービスセンターでは、市税の納税証明書・課税証明書などの各種証明書(有料)を発行します。令和4年度分の証明書の発行時期は、次のとおりです。

証明書	発行時期
固定資産課税台帳登録事項証明書(評価証明・公課証明)	4月1日から
市県民税課税証明書(給与から差し引かれる方)・非課税証明書(非課税の方)	5月中旬から
市県民税課税証明書(納税通知書で納める方、年金から差し引かれる方)	6月中旬から

※証明発行センター、仙台駅前サービスセンターでは発行できない証明書がありますので、事前にご確認ください  
問 税制課 ☎214・8622、区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は9ページ)

■市税の納税が困難な方はご相談ください  
新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があったなど、市税を納期限までに納めることが困難な方を対象に、納税のご相談を受け付けています。猶予制度を利用できる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。  
問 北徴収課【青葉区】☎214・8152【泉区】☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区】☎214・8153【太白区】☎214・8154

■固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送について  
令和4年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月1日(金)ごろに発送します。納税通知書には課税明細書を添付していますので、課税内容をご確認ください。  
問 下表の担当課まで

対象	物件所在地域	担当課	電話番号
土地・家屋	青葉区	北固定資産税課	(土地) ☎214・8596 (家屋) ☎214・8604
			(土地) ☎214・8597 (家屋) ☎214・8605
	宮城野区・若林区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8689 (家屋) ☎214・8694
			(土地) ☎214・8690 (家屋) ☎214・8695
償却資産	全区	資産課税課	☎214・8619

■固定資産税の減額特例適用期間が終了する新築住宅の税額について  
床面積などが一定の要件に該当する住宅については、新築住宅の減額特例措置の適用により、新築後3年度分(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、5年度分)に限り、床面積120㎡までの税額を2分の1に減額しています。  
平成30年(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、平成28年)に新築した住宅への減額特例措置の適用は、令和3年度で期間が満了となりますので、令和4年度分の固定資産税は、本来の税額となります。  
問 北固定資産税課【青葉区】☎214・8604【泉区】☎214・8605、南固定資産税課【宮城野区・若林区】☎214・8694【太白区】☎214・8695

■中高年のひきこもりの方向けの居場所「おれんじ・すべーす」を開設しています  
社会へつながるきつかけづくりや、ひきこもりで悩む方同士の交流などを目的とした居場所を開設しています。専門のスタッフが対応しますので、安心してご利用ください。  
●開設日時＝毎週月・木曜日午前10時～午後3時 ●開設場所

■春の交通安全市民総ぐるみ運動  
4月6日～15日は「春の交通安全市民総ぐるみ運動」期間です。交通安全ルールとマナーを再確認しましょう。  
●子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保に努めましょう ●自転車を利用する際は交通ルール・マナーを確認しましょう ●自動車等を運転する際は歩行者保護の意識を持ち安全運転に努めましょう ●横断歩道等で横断する歩行者がいる場合は、必ず一時停止し、渡り終わるのを待ちましょう ●飲酒運転や運転中のスマートフォン等の操作など、危険な運転は絶対にしてはいけません 問 自転車交通安全課 ☎214・1075